

平成 30 年 11 月 6 日付けで受理した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定の請求について、同条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 11 月鎌倉市議会臨時会に付議した結果を、同項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 5 日

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

1 提出議案

議案第 52 号 鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

2 議決年月日

平成 30 年 11 月 27 日

3 審議の結果

否決